

●香川県監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、相談業務の実施状況について監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成29年3月17日

香川県監査委員	三 谷 和 夫
同	大 西 均
同	香 川 芳 文
同	高 城 宗 幸